

事業主の皆様へ

10月は「年次有給休暇取得促進期間」です！

年次有給休暇【労働基準法第39条】とは、所定の休日以外で、賃金の支払いを受けて仕事を休める日のことです。

労働者の心身の疲労を回復させ、また、仕事と生活の調和を図るためにも、まとまった休暇を与えることも大切です！

○詳しくは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧ください。

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/>



もっと自分らしい
Refresh!
働き方
休み方

年次有給休暇を
上手に活用し
働き方・休み方
を見直しましょう

10月は「年次有給休暇
取得促進期間」です。

計画的な
取得で
実りある
休暇を！

●「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょう。
●年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を
活用すれば休暇の分散化にもつながります。

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

○年次有給休暇とは なぜ年次有給休暇の取得率は低いのでしょうか？

○休暇取得をすすめるには 時間単位の年次有給休暇とは

○休暇取得に向けた環境づくりに取り組みましょう。

などなど、詳しくは下記サイト（事業主の方へ）からご覧ください！

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/jigyousya.html>



📞 「働き方・休み方改善コンサルタント」が労働時間の設定等の改善に関する
事業主等からの各種相談に応じてアドバイスを行っています。（無料）

神奈川県労働局雇用環境・均等部 指導課 ☎045-211-7380

📞 年次有給休暇取得促進の周知担当

神奈川県労働局雇用環境・均等部 企画課 ☎045-211-7357